



# 日本学生支援機構奨学金

## 返還期限の猶予（在学猶予）申請について

日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）が貸与終了となった学生で、本学に在籍されている方は、**在学猶予願**を提出することで、奨学金の返還期限の猶予申請をすることが出来ます。

今年度より、スカラネット・パーソナル上での申請が可能となりましたので、詳細については、「**千葉大学 奨学金**」で検索し、「**奨学金制度**」ページの「**4-5.返還期限の猶予（在学猶予）申請について**」に手続き方法を掲載しておりますので、ご確認ください。

(URL : <http://www.chiba-u.ac.jp/student/payment/scholarship>) QR コード→



【注1】留年の場合は1年ごとに在学届を提出する必要があります。

【注2】予約採用候補者となっている方は、進学届を提出する際に自身の過去の奨学生番号を入力してあれば、本手続きは不要です。

【注3】4月中は、「返還のてびき」内の「在学届」の提出でも申請を受け付けますが、可能な限り web 入力にするようにしてください。

【問い合わせ先】学務部学生支援課（生活支援係）

TEL : 043-290-2169

MAIL : [gakushi-shougaku@chiba-u.jp](mailto:gakushi-shougaku@chiba-u.jp)